

祝

第66回全国ろうあ者大会 in 大阪

ご成功を心より お祈り申し上げます

大阪市では、手話が言語であるという認識に基づき、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を制定し、手話の普及促進のため積極的に取り組んでいます。



条例の概要

条例では、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定めるとともに、本市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにし、さらに手話に関する施策の推進方針を策定することなどを定めています。



平成30年3月に策定した新たな障がい者支援計画等に手話言語条例の理念を盛り込んでいます。
大阪市は手話普及促進の取り組みを着実に進めています。



手話言語条例に基づく施策

大阪市では手話の普及促進のため、

手話通訳者の派遣・養成のほか、

次のような取り組みもしています。



○ **医療機関向けの夜間・休日の手話通訳者派遣受付**

○ **医療関係者向けの手話出前講座の実施**

…など

